

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する  
関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職の指定について

令和 3 年 10 月 1 日  
災害時等における船舶を活用した  
医療提供体制の整備の推進に関する  
関係府省連絡会議議長決定案

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する関係府省連絡会議の開催について（令和 3 年 10 月 1 日関係府省申合せ）第 3 項の規定に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

- 議長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
- 構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）  
内閣官房内閣参事官（新型インフルエンザ等対策室）  
内閣官房内閣参事官（新型コロナウイルス感染症対策推進室）  
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）  
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）  
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）  
警察庁警備局警備運用部警備第二課長  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
外務省国際協力局緊急・人道支援課長  
文部科学省高等教育局専門教育課長  
文部科学省研究開発局海洋地球課長  
厚生労働省大臣官房厚生科学課長  
厚生労働省大臣官房参事官（救急・周産期・災害医療等担当）  
国土交通省海事局安全政策課長  
国土交通省港湾局海岸・防災課長  
海上保安庁警備救難部環境防災課長  
防衛省整備計画局防衛計画課長  
防衛省人事教育局衛生官  
防衛省統合幕僚監部参事官